

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成21事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。
----------	--

3. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21事業年度評価における主な指摘事項	平成22及び23年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>(評価・点検の実施と反映)</p> <p>自己評価・点検については、外部専門家・有識者からなる農研機構評価委員会での全体評価に加えて、各研究所ごとの運営委員会等において外部専門家・有識者からの提言を得て、運営上の課題(リスク)の把握に努めるとともに、それらの指摘事項に対応しており、評価できる。研究成果の普及・利用状況の把握については、フォローアップ調査により広報や情報提供の重要性が確認されたため、その強化に努めていることは評価できる。こうした点検・評価をさらに中期計画期間全体について体系的に実施していくことを期待する。研究資源の投入と得られた研究成果の関係を整理し、自己評価に反映させたこと、評価結果の高い中課題に研究予算を重点配分したことは評価できる。研究職員の業績評価結果を昇格審査における参考資料としているが、よりインセンティブを高める方法を検討すること、一般職員及び技術専門職員を対象とした人事評価制度について、中期計画期間内に本格導入することを期待する。</p>	<p>今までは、各年度について農研機構全体の業務実績を農研機構評価委員会で、各研究所の業務実績を運営委員会等で評価し、評価結果を次年度の業務に反映させてきた。また、研究成果の普及・利用状況の把握については、公表後1年以上経過した成果についてフォローアップ調査により実施してきた。今年度は第2期中期目標期間の最終年度であることから、これら点検・評価を目標期間全体について体系的に実施し、研究成果はアウトカムの視点から点検・整理するとともに、業務運営部分は5年間全体をまとめて評価した。</p> <p>研究職員の業績評価結果については、よりインセンティブを高めるために業績評価を特別昇給及び勤勉手当に反映させている。一般職員、技術専門職員及び特定任期付職員を対象とした人事評価制度については、平成22年10月1日付で「一般職員等人事評価実施規程」及び「一般職員等人事評価実施規則」を整備し本格導入した。</p>
	<p>(研究資源の効率的利用及び充実・高度化)</p> <p>H20年度に整備した施設のうち、ドーム型三次元映像再現システムについては、H22年4月の独立行政法</p>	<p>第3期中期計画において、「3Dドーム型景観シミュレーションシステムは、平成23年度以降に処分する」とし</p>

<p>人仕分けにおいて、売却又は有料貸出しを検討すべきとの指摘を受けており、適切な対応を期待する。</p> <p>小規模拠点の見直しについては、施設野菜の栽培研究単位のつくばへの受け入れ整備計画など、具体的な実施計画の策定が進んだことは評価できる。引き続き関係機関と調整して円滑な実施を進めることを期待する。</p>	<p>ている。</p> <p>小規模研究拠点の移転・統合計画について、関係する地元自治体等へ説明を行い、理解を求めた。また、地元等からの要望を踏まえた計画も提示した。</p>
<p>(研究支援部門の効率化及び充実・高度化) 高度な専門技術・知識を要する現場業務が着実に継承されるよう研修・教育制度を含めた業務実施体制の充実を期待する。</p> <p>施設、機械の保守管理等のアウトソーシングについては、引き続き経費節減効果を確認しつつ、推進していくことを期待する。</p>	<p>各種スキルアップ研修やマネジメント研修を実施した。また、業務の高度化・重点化に向けて策定した「業務仕分け表」の試行を実施し、導入にむけた問題点等の把握を行った</p> <p>各研究所等の「業務効率化対策推進チーム」において、必要性の精査や業務内容等について点検・見直しを実施し、節減効果を確認した上で農研機構効率化対策委員会へ報告した。農研機構効率化対策委員会では、報告内容を確認しつつ効率化・高度化を推進することとしている。</p>
<p>(産学官連携、協力の促進・強化) 今後も、産学官連携の拠点としての機能を充実・強化することを期待する。</p>	<p>研究成果の国民への還元が一層求められており、産学官連携についても、実用化を図る共同研究、成果の普及・実用化のためのマッチングイベントやプレスリリース等の広報、さらにマッチング等知的財産活用等を一体的に推進すべきことから、本部組織を改組し、「連携普及部」として機能を強化することとした。</p>
<p>(海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化) 国際会議や国際学会への派遣数はやや減少しているため、その要因を解析し、引き続き、国際連携や国際的に高い水準の研究を推進することを期待する。</p>	<p>海外への派遣については、「国際会議等」、「国際研究集会等」、「現地調査等」に分類して調査しているが、それら派遣者総数は、H18-598件、H19-560件、H20-657件、H21-593件、H22-529件であり、H20がやや突出しているものの、その他の年度はほぼ横ばいと判断される。なお、調査時の分類について、特に「国際会議等」と「国際研究集会等」の定義が曖昧だったこともあり、分類時の判断に年度により差異が生じて偏りが生じた。曖昧だった定義を第3期には改善して調査を実施することとしたい。</p>

<p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図るべきことを達成するための措置</p>	<p>(試験及び研究並びに調査) 今後とも、研究開発においてその成果が現実の課題解決や社会貢献となるものであることを明確にしつつ推進することを期待する。</p>	<p>研究開発においては、閉花性で赤かび病抵抗性に優れる「小麦中間母本農9号」、高品質の生食用黄肉モモ品種「つきかがみ」等の39の有望系統について品種登録を出願するとともに、モリブデンによる湛水直播水稻の苗立ち向上技術、グルタチオンを利用したグルテンフリーの100%米粉パンの製造技術、圃場にワラ等を埋設する低コストな補助暗渠工法など、20年度に引き続き生産現場等における有用な成果が得られた。また、耕うん同時畝立て播種では4,000ha、鉄コーティング水稻種子では2,000haを超える普及面積となった。さらに、育成した品種の普及促進に向けて、実需者との共同研究等によって品種の特性を活かした製品開発や試作に力を入れ普及拡大に努めた結果、良食味多収米品種では業務用米としての利用に向けた許諾が行われ、パン用小麦「ゆめちから」では普及見込み面積が1,000haを超えるなどの成果が得られている。また、鳥インフルエンザや口蹄疫の病性鑑定等の緊急防疫活動を実施するなど社会に貢献した。今後とも、研究開発については、課題解決や社会貢献を目指して推進する。</p>
	<p>(近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授) 教授業務については22年4月の事業仕分けにおいて廃止（ただし、廃止時期については在学者に配慮）との評価結果となっており、適切な対応を期待する。</p>	<p>農林水産省が「現行の農業者大学校における教育については、23年度末をもって終了する。」としたことを踏まえ、平成23年度入学者の新規募集を中止した。 本科の教育の手法・内容については、引き続き改善を行っており、在学生へのアンケートでは、授業の満足度が約80%という結果を得た。 学生の円滑な就農に向け、きめ細かな就農支援等の取組を行った結果、平成22年度卒業生について96%の就農率を確保した。 平成21年度卒業生の就農状況の実態調査と意見聴取を行い、卒業後の定着支援、在学生の就農支援に活用することとした。 農業の担い手育成業務に関する国民理解を醸成するため、公開講座等の開催、ホームページを活用した情報提供、広報誌の発行を行った。 なお、第3期中期計画において、現行の農業者大学校における教育は平成23年度末までとした。</p>

<p>(生物系特定産業に関する基礎的研究の推進) 引き続き、公平性・透明性を確保しつつ、速やかな審査に努めることを期待する。</p> <p>研究成果をより国民に分かりやすい形で公表していくことを期待する。</p> <p>新技術・新分野の創出に資するという事業目的に対する貢献度の厳格な評価の実施、追跡調査の迅速かつ平易な形での国民への公開を期待する。</p>	<p>22年度の新規採択課題の公募については、公募に係る事前の案内開始を平成21年12月25日にホームページに公表し、採択課題の決定は平成22年6月28日と、21年度とほぼ同時期に行うことができた。今後も引き続き、公平性・透明性を確保しつつ、速やかな審査に努めてまいりたい。</p> <p>研究の成果については、22年度で終了する課題の成果発表会を平成23年3月15日から17日までの3日間、千代田区立内幸町ホールにて公開で実施する予定であったが、東北地方太平洋沖地震発生のため急遽中止とした。発表会会場で配布予定であったこれら課題の成果集を、広く研究機関へ郵送することとし、更に、生研センターのホームページ上に研究成果の概要を掲載し、成果の情報発信に努めた。また、研究実施中の研究者に対しては、自ら行っている研究について広く市民に伝えるアウトリーチ活動を行うよう、依頼した。23年度新規課題募集からは公募要領へ明記した。</p> <p>研究終了後5年を経過した研究課題について、平成18年度から毎年度追跡調査を実施し、その結果をホームページで公開している。22年度も同様に実施するとともに、これまでの5カ年分の調査結果を取りまとめ分析し、公表する予定にしている。</p>
<p>(生物系特定産業に関する民間研究の支援) 応募課題数が20年度の37件から26件に減っているため、その原因を分析し、さらなる業務改善に反映させることを期待する。</p> <p>一定の水準を満たしていないとの指摘を受けた1課題については、研究開発及び事業化計画の見直しを含めた、迅速な改善を期待する。</p>	<p>公募に当たっては、昨年度と同様の取組に加え、他の競争的資金に応募した会社等へのメールでの案内、問い合わせのあった地方公共団体等への個別訪問などの新たな取組を実施した。また、事業内容についても政府の予算決定等を踏まえて、事業実施期間を3年間から7年間に延長、委託費の上限を1億円/年から5億円/年に増額、売上納付の総額を委託費総額の220%から200%に引き下げなどの改善を行った。その結果、提案課題数は21年度の26課題から29課題に増えた。</p> <p>21年度年次評価において一定の水準を満たしていないとの指摘を受けた課題については、継続実施の条件とされた事項について22年度の実施計画に反映するとともに、生研センターでその取組状況をフォローした。また、22年9月ま</p>

<p>売上納付の着実な実行に資するよう、事業化の状況等の追跡調査を適切に実施することを期待する。</p> <p>引き続き、事業化を見据えた効果的な民間研究支援が実施されることを期待する。</p>	<p>での取組状況について評価委員会による年次評価を受けた上で後半の継続実施を判断した。</p> <p>21年度までに委託試験研究が終了した8課題について、事業化状況の報告等を踏まえ、売上納付計画の達成見込み等に関して書面調査及び現地調査により追跡調査を実施した。これらの各課題の取組に対して、生研センターとして、現地調査等を通じて、販売活動の強化・戦略化、事後研究の着実な推進等を助言した。</p> <p>平成23年度から、政府の事業仕分けの結果を踏まえて新規課題の募集・採択は中止した。既存採択課題については、年次評価・終了時評価において、委託試験研究実施期間中における事業化に向けた取組も把握し、試験研究成果等の事業化及びそれによる売上納付計画の達成見込みについて評価を行うなど、事業運営の改善を行った。</p>
<p>(農業機械化の促進に関する業務の推進) 今後も引き続き事業目的に合致した効率的かつ効果的な試験研究の推進を期待する。</p> <p>農作業事故は高齢者に多いため、高齢者対策にも留意することを期待する。</p>	<p>農業機械等緊急開発事業等で民間企業延べ31社との共同研究、大学等5機関との協定研究を実施するとともに、参画企業、農業者、大学、行政部局等で構成する農業機械等緊急開発事業の課題ごとに設置したプロジェクトチームによる開発検討会を、開発機種 of 主要な導入産地等において12回開催するなど、事業目的に合致した試験研究を効率的かつ効率的に推進した。</p> <p>ユニバーサルデザインの視点から、高齢者のコンバインのペダル操作力等の現状を把握するとともに、高齢農業者、女性農業者の身体機能の調査を行い、農業機械の安全鑑定基準等の見直しを必要とする事項について抽出し、具体的な課題と改善方策をとりまとめるなど、高齢者にも配慮した試験研究、検査・鑑定の安全基準見直しに向けた取り組みを実施した。第3期では、高齢者に多い農作業事故を低減するため、農作業の安全に資する農業機械・装置の開発を農業機械等緊急開発事業等により、重点的に実施する。</p>
<p>(研究成果の公表、普及の促進) 国民との双方向コミュニケーションに向けては、さ</p>	<p>ウェブサイトの改善、「食と農の科学館」や各内部研究所</p>

	<p>らに研究に対する生産者や消費者の意見・ニーズの把握に努めることを期待する。</p> <p>特許に関しては、農業技術研究部門における出願数が目標を下回り、全体の実施料収入も伸び悩んでいることから、明確な知財戦略の下で、さらなる取組の強化を期待する。</p>	<p>におけるイベントの開催を進めた結果、アクセス数、イベント参加者が順調に増加した。従来の「アグリビジネス創出フェア」等のイベントへの出展に加え、新たに、関西圏における農研機構の認知度を高めることを目的とした「国際食品産業展 in 大阪」にへの出展や、百貨店とのタイアップによる「農研機構食材フェア」の開催等を行った。また、研究所が行う広報活動の充実、産学官連携強化のための経費を拡充し、「フルーツセミナー」等、育成新品種について流通・加工などを対象に双方向の情報交換を行い、実需者、消費者のニーズを把握しマーケティング戦略を構築するための現地実演会、情報交換会等に対して、その内容を精査しつつ支援した。さらに、農業現場や産業界、消費者等のニーズを踏まえた研究成果の普及と国民理解の促進に係る業務等の見直しについて検討を進め、23年度以降、新たな体制のもと一体的に取り組む準備を進めた。</p> <p>特許出願件数の拡大に資するため、特許権の確保・権利化に関する弁理士への相談依頼を試行的に実施するとともに、特許出願への理解促進を図るためのセミナーを開催した。さらに、研究成果を還元するという観点からも目標を達成するよう、役員会等各種機会を通じて要請を行い、特許出願に向けた進行管理を行った。</p>
<p>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>特許については実施料収入が伸び悩んでおり、さらなる取組を期待する。</p> <p>保有資産の見直し等に取り組むことを期待する。</p> <p>研究業務の委託先における不適切な経理処理に関しては、契約の解除、委託費の返還、応募資格停止等の</p>	<p>実施料収入が期待される案件を中心にTLO及び発明者との意思疎通を密に行い、円滑な技術移転活動が行われるよう努めた。また、機構ホームページに掲載の情報を新しくするとともに、新聞等により把握した情報をもとに企業等に許諾の働きかけを行った。</p> <p>第3期中期計画において、「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する」こととしている。</p> <p>委託先における不適切な経理処理の再発を防止するため、基礎的研究業務の全ての委託先に対し、平成22年6月に、</p>

	措置を行ったが、委託先に対する監視体制の強化など、再発防止に努めることを期待する。	生研センター所長名で納品検収、管理・執行等、研究費不正使用の防止等に係る通知を発出して、注意喚起を行うとともに、内部牽制体制が不十分と推測される研究機関を中心に現地調査を行った。また、民間研究促進業務の全ての委託先に対し、現地調査を行い、適正な経理処理の下に適正に研究活動が行われていることを確認した。また、再委託先について調査範囲を拡大するなどして対応したい。
短期借入金の限度額	(該当なし)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	(指摘事項なし)	
剰余金の使途	(該当なし)	
その他農林水産省令で定め	(人事に関する計画) 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けて、科学振興調整費「女性研究者支援モデル事業」を取得し、女性研究者支援室の設置、コーディネーターや支援責任者の配置などの支援体制を整備したことは評価できるが、その成果を検証しつつ、次世代育成支援行動計画を引き続き推進していくことを期待する。	21年度に策定した男女共同参画行動計画ならびに女性研究者支援方針に基づき「女性研究者支援モデル事業」を推進した。各地域における意識啓発を進めるため、「北農研男女共同参画セミナー」「三重大学との共同開催によるエンカレッジセミナー」「東北研男女共同参画セミナー」を開催するとともに、事業の内容や休業・休暇制度、ロールモデルについての冊子、男女共同参画ホームページ、ニュースレターを通じて職員への情報提供、外部に対する取り組みの公表を行い、さらに、役職員を対象にアンケート調査を実施し事業の効果を検証した。育児に携わる女性研究者に対し、研究支援要員の配置、支援研究費の配分、テレビ会議システムのモニター貸与を行い、支援利用者に論文等の業績や育児負担軽減への効果を報告させた。業務推進やキャリア形成に関する相談に応じるため、6名の職員に外部機関によるキャリアアドバイザー育成講座を受講させ、2名が資格を取得した。若手女性研究員を対象にメンター制度を試行的に導入し、メンタリング参加者を対象にその効果を調査した。さらに、22年4月に策定した、22～26年度を計画年度とする次世代育成支援行動計画に基づき、一時預かり保育支援制度を引き続き実

		<p>施するとともに、子の看護休暇等の拡充を図り、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努めた。また、より効果的に利用しやすい保育支援制度の整備を図るため、既に保育室を設置している他機関における施設や制度について調査を開始した。</p>
	<p>(環境対策・安全管理の推進) 規制薬品の管理簿の不備が明らかになるなど、重大な懸念が残っている。このため薬品管理システムの全研究所への導入を進めるとともに、調査・対策委員会等を組織し、リスクマネジメントを徹底する必要がある。</p> <p>引き続き、原因の解析や安全教育の徹底など、万全の安全対策を実施することを期待する。</p>	<p>化学物質等の管理については、これまでの不適切な管理を受けて、所の管理部門の立合いの下で、徹底的な点検を実施した。また、規制物質管理を行う担当者を配置し、毒物・劇物管理マニュアルの作成、本マニュアルに従った適正な管理の指示、管理規定を策定した。マニュアル及び規程の遵守徹底と薬品管理状況について本部役職員による実地検査を実施し、管理状況の視察と改善についての指導を行った。薬品管理システムについては、中央研他に試行的に導入し、23年度には機構全体に拡大して導入する。</p> <p>労働災害の原因解析やそれに基づく改善の実施のほか、事業場の長による訓示、外部講師等による研修や講演といった安全教育等の実施、職場巡視や事業場点検等により労働安全対策に努めた。</p>